

令和8年度富山県会計年度任用職員（交通事故相談員）募集案内

令和8年2月2日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

| 職名 | 採用予定人員 | 職務内容 | 配属先 |
|---------|--------|--|------------|
| 交通事故相談員 | 2名 | ①交通事故相談 ②関係救援機関等へのあっせん ③市町村に対する交通事故相談に関する指導 ④その他所属長の定める業務 | 富山県交通事故相談所 |

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 受験資格

- (1) 次のいずれにも該当する方が応募できます。
- ア 交通事故に関する損害賠償手続、示談交渉、調停、裁判、交通事故捜査のうち、いずれかの実績経験を概ね3年以上有する者
- イ 基本的なパソコン操作能力（ワード・エクセル）を有する者
- ウ 富山県内に居住し、普通自動車運転免許証（A T限定可）の交付を受けている者
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考方法

- (1) 第一次選考（提出書類による選考）※応募者多数の場合
選考結果は、書面にて通知します。
- (2) 第二次選考（面接による選考）
第一次選考合格者に詳細を通知します。
第二次選考は令和8年2月下旬から3月上旬を予定しています。
(会場は富山県庁本庁舎を予定)
- (3) 合格発表
令和8年3月上旬に書面で通知します

5 勤務条件（予定）

- (1) 勤務時間等
- 勤務日 月曜日から金曜日までのうち4日
(祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)
 - 勤務時間 8:30～17:00（週3日）、8:30～16:00又は9:30～17:00（週1日）
 - 休憩時間 12:00～13:00
- ※業務の都合により、勤務時間を変更する場合があります。
- (2) 報酬 月額161,075円～173,901円
- (3) 諸手当 期末手当、勤勉手当
- (4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。
- (5) 社会保険等 地方職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象
- (6) 休暇
- 年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合に7日付与
 - 特別休暇等 忌引、夏期休暇等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県生活環境文化部県民生活課 (TEL 076-444-3130)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（交通事故相談員）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県生活環境文化部県民生活課に提出してください。

| | |
|---|----|
| 履歴書（市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの） | 1通 |
|---|----|

(3) 受付期間

令和8年2月13日（金）まで

- ・郵送による申し込みは令和8年2月13日（金）必着とします。また、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。
- ・持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

7 その他

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ② 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ③ 秘密を守る義務（同法第34条）
- ④ 職務に専念する義務（同法第35条）
- ⑤ 政治的行為の制限（同法第36条）
- ⑥ 争議行為等の禁止（同法第37条）

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます（合格者あてに別途通知します）。

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※ 当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度予算成立を前提に行っております。今後予算の成立状況等によっては、勤務条件等が変更される場合や採用が取り消される場合があります。